# 「検察庁法第9条について」 (検事正の資格要件等)

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事をもつて充てる。

- ② 法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補するものとする。
- ③ 法務大臣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した検事正の職を占める検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則(以下この条において単に「準則」という。)で定める事由があると認めるときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該検事に、当該検事が年齢六十三年に達した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせることができる。
- ④ 法務大臣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるときは、準則で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内(その範囲内に定年に達する日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内)で期限を延長することができる。
- ⑤ 法務大臣は、前二項の規定により検事正の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又 は延長をした検事については、当該期限の翌日に他の職に補するものとする。ただし、 第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する国家公務員法(昭和二十二年法律第 百二十号)第八十一条の七第一項の規定により当該検事を定年に達した日において占め ていた職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。
- ⑥ 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項及び前項の規定により他の職に補す るに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職に補することに関 し必要な事項並びに第三項及び第四項の規定による年齢六十三年に達した日において占 めていた職を占めたまま勤務をさせる期限の設定及び延長に関し必要な事項は、準則で 定める。
- ⑦ 法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができない。
- <u>⑧</u> 検事正は、庁務を掌理し、<u>かつ</u>、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に 在る区検察庁の職員を指揮監督する。

#### 1. 規定の趣旨

本条は、検事正について、資格要件及び管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた 仕組みを規定するものである。具体的には、第1項及び第7項に検事正の資格要件を、 第2項に検事正について管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを、第3項 から第6項までに前記仕組みの特例として現行の定年年齢に達した後も検事正の職を占 めたまま勤務させることができる場合をそれぞれ規定し、第8項で検事正の庁務掌理権 及び指揮監督権について規定している。

### 2. 規定の内容

### (1) 改正の概要

一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏ま えた仕組みとして、法務大臣は、現行の定年である63歳に達した検事について 検事正に補することができず、その時点で検事正の職を占める検事については、 検事正以外の他の職に補するものとする(第2項及び第7項)。

さらに、管理監督職勤務上限年齢制の特例(改正国家公務員法第81条の5)の趣旨を踏まえた仕組みとして、63歳に達した検事について一定の事由が認められることを要件として、引き続き検事正の職を占めたまま勤務することを認める特例を設ける(第3項及び第5項ただし書)。

# (参考1)検察官及び「官」と「職」について

検察庁法上、検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とされ(検察庁法第3条、第22条)、これらは、いずれも官名であるとされている(伊藤栄樹著「新版検察庁法逐条解説」31頁)。そして、他の一般職の国家公務員については、「官」と「職」の区別を廃し、「官職」とされている(国家公務員法第34条)のに対し、検察庁法第16条が「検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。」と定めるように、検察官については、検察庁法上、「官」と「職」の概念が維持され、「官」への任官行為と「職」への補職行為が行われる(一官一職である検事総長及び次長検事を除く。)。

したがって、検察官については、他の一般職の国家公務員における「官職」の概念は採用されておらず(仮に用いられることがあっても「官」と「職」の総称として用いられるにすぎず他の一般職の国家公務員の場合におけるそれとは意味内容が異なる。)、例えば、地方検察庁の長とされる「検事正」(検察庁法第9条)は、官名ではなく、検事をもって充てられる職名である(同条第1項)。

#### (参考2)検事正について

検事正は、全国50か所の地方裁判所に対応して置かれる地方検察庁に各1人ずつ置かれ、それぞれ地方検察庁の庁務を掌理し、かつ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁の職員を指揮監督するものであって(検察庁法第9条第2項)、検事総長(検察庁法第7条第1項)や検事長(検察庁法第8条第1項)のように「庁の長」であるとの明文はないものの、地方検察庁の長であることは明らかであるとされる(伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」60頁)。

#### (参考3)検察官の「級」について

検察庁法第9条第1項において、検事正は、「一級の検事」を充てることとされているように、検察庁法においては、「級」の概念が存在し、検事総長、次長検事及び検事長は一級、検事は一級又は二級、副検事は二級とされ(検察庁法第9条第1項、第15条)、一級の検察官と二級の検察官は、それぞれ別に任命資格が定められている(検察庁法第18条、第19条)。

これは、検察庁法制定当時に施行されていた「官吏任用叙級令」(昭和21年勅令第190号)第1条において、「親任式ヲ以テ任ズル官ヲ除クノ外官ヲ分チテー級、二級及三

級トス」と規定されていたことから、この区分に対応して置かれたものであるところ、その後、昭和25年の人事院規則8-1(職員の任用及び叙級)の一部改正においても、「官の級別は、廃止する。但し、特別職に属する官、裁判所の職員の官及び特に法律の規定により官の各級別に応じてそれぞれ任用及び叙級の資格が定められている官の級別は、なお、従前の例による」ものとされたことから、例外的に存続することとなったものである。

しかしながら、昭和27年6月1日、人事院規則8-22(職員の任免)の施行に伴い、人事院規則8-1(職員の任用及び叙級)が廃止されることとなったことから、公務員の叙級の制度は全面的に廃止された。

そのため、現在、検察庁法における「級」については、検察庁法第18条、第19条との関係において、検察官の任命資格を明らかにする意味のみを有し、同法第9条第1項が検事正は一級の検事をもって充てる旨定めていることは、同法第19条と相まって、検事正となるためには、一定の経験年数ないし経歴を要することを明らかにしている点において実質的な意味があるとされている(伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」61、62、115頁)。

# (2) 改正の理由及び内容

ア 管理監督職勤務上限年齢制を検察官に導入できない理由について

一般職の国家公務員については、定年を65歳まで延長しつつ、組織の新陳 代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入す ることとし、その年齢は現行の定年年齢とされている。

かかる議論は、検察官にも基本的に妥当するが、他方、検察官については、検察庁法第4条及び第6条により、全ての検察官が、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督し、いかなる犯罪についても捜査をすることができる(これらの権限は「検察権」と呼ばれ、検察庁法第4条及び第6条に規定する検察官の事務は「検察事務」と呼ばれる。)とされ、このような検察権については、個々の検察官に属するものであって、法務大臣等が有する権限を個々の検察官が分掌するものではないから、他の一般職の国家公務員と異なり、検察官ごとに有する検察権の内容、程度が異なるということはない。

そのため、他の一般職の国家公務員において採用されている職制上の段階(国家公務員法第34条)は採用されておらず、職制上の段階を前提とした「降任」は観念し得ない(例えば、検事正からいわゆる「平検事」に異動する場合であっても「降任」ではない。)。

また、他の一般職の国家公務員の職務が「複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級(指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、同表に定める号俸)に分類する」とされている(一般職給与法第6条第3項)のに対し、検察官については、前記のとおり、職制上の段階という概念がないことから、検察官の俸給を定める検察官俸給法において、職務の級の定めはなく、号俸のみが定められた独自の俸給表が設けられ、その号俸は検事正といった一定の職と結びついていないため、降給を伴う「転任」も観念し得ない(例えば、検事正であることと号俸は連動することとはされておらず、検事正からいわゆる「平検事」に異動した場合でも、降給を伴わない。)。よって、検察官については転任(配置換え)に伴う降給も観念し得ない。

したがって、検察官については、今回導入される管理監督職勤務上限年齢制のように、一定の級や号俸と結びついた対象官職から、それ以外の官職への降任や他の一般職の国家公務員と同じ意味での降給を伴う転任がそもそも観念し

得ず、他の一般職の国家公務員の場合と同様の管理監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない。

イ 検察官についても管理監督職勤務上限年齢制を踏まえた仕組みを導入することについて

一般職の国家公務員については、定年を65歳まで引き上げつつ、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとされており、かかる議論は、検察官にも基本的に妥当するところ、前記のとおり、検事正は地方検察庁の長であって、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨が正に妥当することから、その趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、検事である検事正につき、現行の定年である63歳に達した者を除くこととする。

なお、他の一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢により異動させる時期を特定の日に限定すると、異動させた職員の後任者を速やかに得られないことなどにより公務の運営に重大な支障を来すおそれがあることなどから、管理監督職勤務上限年齢に達した日(60歳の誕生日前日)の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間(異動期間)に、対象官職以外の官職へ降任等を行うこととされるが、前記のとおり、検察官には降任が観念し得ないため同意を得ることなく前倒しで異動させることも可能であり、他の一般職の国家公務員と比して柔軟な人事管理が可能であることに加え、他の一般職の国家公務員とは異なり、63歳に達した時(誕生日前日の終了時点)に退官することとされ、誕生日を基準としていることから(検察庁法第22条)、異動期間を設けない。

ウ 検察庁法第9条第2項及び第7項を新設して検事正について補職制限を規定 する理由

一般職の国家公務員における管理監督職勤務上限年齢制について定めた改正国家公務員法第81条の2第1項においては、「任命権者は、管理監督職(中略)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間(当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この目及び同条において同じ。)(中略)に、管理監督職以外の官職又は当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(中略)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。(中略))をするものとする。(後略)」と規定されるが、検察官については、「官職」の概念がなく、降任又は降給を伴う転任も観念し得ない上、検事正については飽くまで検事が補職されるものにすぎないことから、このような規定を設けることは困難である。

そのため、検事正について、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するためには、補職要件として年齢制限を規定することが相当である。

その規定ぶりについては、法務大臣は、63歳に達した検事正の職にある検事を検事正以外の他の職に補する旨規定するとともに、63歳に達した検事を検事正に補することができない旨規定することとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえた仕組みの導入について (ア) 導入の必要性

現行法において、検察官についても国家公務員法第81条の3が適用されており、63歳を超えて検事正として勤務できることとなっている。

そうすると、63歳に達した検事正の補職制限の例外の規定を設けなければ、63歳に達した検事が検事正として勤務できる余地がなくなってしまい妥当ではない。

また、改正後の国家公務員法でも一定の事由が認められる場合に管理監督 職勤務上限年齢制の特例で異動期間の延長を認めている。

そこで、検事正についても、管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえて、一定の事由が認められる場合に、63歳に達した後も引き続き勤務できるようにする必要がある。

(イ) 一定の事由を「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由」に限る 理由

改正国家公務員法第81条の5においては、

- ① 職務の遂行上の特別の事情があるため、管理監督職を占める職員の他の官職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合(第1項第1号)
- ② 職務の特殊性があるため、管理監督職を占める職員の他の官職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合(第1項第2号)
- ③ 職員の年齢構成別の偏りがあること等により欠員を容易に補充することができない職務内容が類する管理監督職グループ(特定管理監督職群)において、管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等により、その特定管理監督職群に生じる欠員を補充できず、かえって公務の運営に支障を生ずることとなる場合(第3項)

について、異動期間を延長できるものとしている。

この点、上記①について、検事正が特定の事件の指揮等に継続的に従事して きた場合に引き続き当該職務に当たらせる必要がある場合が想定できる。

しかしながら、上記②については、具体的には職員が名人芸的技能を要する職務に従事している場合や職員が離島の官署に勤務している場合等で余人をもって代えられない理由があることにより、その職員を引き続き勤務させないと欠員の補充が困難となる場合等と解されているところ、検事正の職務内容は地方検察庁の長として庁務を掌理し職員を指揮するものであって庁務を掌理し検察庁の職員を指揮するという限度ではその職務内容はそれぞれ類似しており余人をもって代えられない理由もなく欠員の補充が困難となるとも考えがたい。

さらに、上記③について、特定管理監督職群とは突発的に生じた原発関係の 業務を担うことができる人材の確保が困難な被災地の環境省地方環境事務所な どと解されているところ、欠員の補充が困難となる検事正の特定管理監督職群 は想定しがたい。

そのため、検察官については、上記①に対応する要件のみ規定することとする。

# (ウ)「法務大臣が定める準則」とする理由

改正国家公務員法第81条の5では、「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由」について人事院規則で定める旨規定し、異動期間を再延長するに当たり人事院の承認が必要である旨規定している。

この点、本条第3項及び第4項で規定した管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえた制度は、飽くまで国家公務員法の趣旨を踏まえて検察庁法において新たに設ける制度であるところ、検事正が異動することによる「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由」については、検事正の業務の実情を踏まえて所管官庁である法務省が定める必要性がある。そして、検察官俸給法が、検察官の給与に関する事項については法務大臣が準則で定めることとしていること(第3条第1項)や、他の法令において検察官に関しては準則が人事院規則と同列に扱われていることから(例えば、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第19条第2項において、「(前略)給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(中略)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。」とされている。)、改正国家公務員法第81条の5において「人事院規則で定める」と規定しているものについては、法務大臣が定める準則で定めることとする。

また、改正国家公務員法第81条の5が規定する人事院の承認については、本条第3項及び第4項の期限の設定及び延長の判断権者である法務大臣に更に承認を求めても意味がないこと、無制限に認めないようにするためであればあらかじめ基準を設ける等すれば足りること、改正後の自衛隊法においても期限の延長の判断権者は「大臣の定めるところにより」と規定されている(改正後の自衛隊法第44条の5第2項)と定められているから、「法務大臣の定める準則」を設けて対応することとする。

(エ) 期限の延長において改正国家公務員法第81条の5第2項ただし書に対応 する規定を設けない理由

検事正の補職制限の原則は63歳であり、それから3年とすると66歳となるが、第4項括弧書きの記載により、延長できる期限は定年退官日までとなるところ、検事の定年は65歳となるので、3年に制限する規定がなくても、前記括弧書きの規定により3年を超えて期限を延長することはできないため、3年の制限を規定する必要はない。

(オ) 期限が到来した場合について

第5項は、検事正の職を占めたまま勤務すべき期限が到来した場合の取扱い

について

- ① 勤務延長をした場合は、当該検事正の職務の特殊性に鑑みて、当該検事正の職を占めたまま引き続き行わせる要があって延長しているものであり、延長の要がないと判断される前に検事正の職が失われてしまうと本末転倒であることから、引き続き検事正として勤務させ(第5項ただし書き)
- ② 期限が到来すれば、その翌日に検事正以外の職に補する(第5項本文)とすることを定めたものである。
- (カ) 法務大臣が定める準則への委任(第6項)

第6項に規定する法務大臣が定める準則には、検事正の職を占めたまま勤務させる場合に必要となる検事の同意、人事異動通知書の交付及びその様式等を想定している。

#### (参照条文)

- 検察庁法(昭和22年法律第61号)
  - 第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
  - 第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判 の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるとき は、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に 属させた事務を行う。
  - 第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
  - ② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
  - 第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指 揮監督する。
  - ② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は 検事総長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。
  - ② 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区 検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。
  - ② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。
  - 第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。
- 国家公務員法(昭和22年法律第120号)
  - 第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。
    - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
    - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任 命することをいう。
    - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号 に定めるものに該当しないものをいう。
    - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求め

られる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

- 六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。
- 七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。
- ② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。
- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第六条 (略)
  - 2 (略)
  - 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級(指定職 俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸)に分類するものとし、その分類の基 準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

# 「検察庁法第10条について」 (区検察庁の上席検察官等)

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事をもつて充てる。

- ② 前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準用する。
- ③ 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区 検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検 事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督する。

### 1. 規定の趣旨

本条は、第1項及び第2項で上席検察官の資格及び管理監督職勤務上限年齢制の趣旨 を踏まえた仕組みについて規定し、第3項で区検察庁における庁務掌理及び職員の指揮 監督について規定するものである。

## 2. 規定の内容

### (1) 改正の概要

一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏ま えた仕組みとして、現行の定年である63歳に達した検事について上席検察官に 充てることができないものとする。

さらに、管理監督職勤務上限年齢制の特例(改正国家公務員法第81条の5)の趣旨を踏まえた仕組みとして、63歳に達した上席検察官について一定の事由が認められることを要件として、引き続き上席検察官のまま勤務することを認める特例を設けることとするが、検事正の場合と類似していることから、第9条第2項から第7項までの規定を準用することとした。

# (参考) 上席検察官について

上席検察官は、検事正と同様に検事が補される職であり(検察庁法第10条第1項)、 全国438か所の簡易裁判所に対応して置かれる区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員 を指揮監督する(同条第2項)。

このような上席検察官は、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に1 名置かれることとされ、それ以外の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検 事(副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、かつ、そ の庁の職員を指揮監督することとされている。

すなわち、現行法においては、

- 複数の検事が勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検察官
- 〇 複数の検事と1人の副検事とが勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検 察官

- 〇 複数の検事と複数の副検事とが勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検 察官
- 1人の検事と1人の副検事とが勤務する庁においては、その1名の検事が上席検察官
- 1人の検事と複数の副検事とが勤務する庁においては、その1名の検事が上席検察官として置かれることとなり、
- 1人の検事が勤務する庁においては、その1人の検事が庁務を掌理し、その庁の職員 を指揮監督する
- 1人の副検事が勤務する庁においては、その1人の副検事が庁務を掌理し、その庁の 職員を指揮監督する
- 〇 複数の副検事が勤務する庁については、そのうちの検事正が指定する 1 人の副検事が 庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する
- こととなる(伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」64頁)。

## <u>(2)</u> 改正の理由及び内容

ア 上席検察官に充てる検事から63歳に達した者を除くことについて 前記のとおり、検察官については、一般職の国家公務員の場合と同様の管理 監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない。

もっとも、上席検察官は、2人以上の検事又は検事及び副検事が属する区検察庁に置くこととされ、その庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する「職」であることからすれば、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨が妥当し、その趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、検事正と同様に、63歳に達した検事は上席検察官以外の職に補するとともに、上席検察官に補することができないとし、さらに、管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえた仕組みを導入する。

なお、上席検察官については、検事正とは異なり、法律上、一級の検事に限定されないものであるものの、複数の検事又は検事及び副検事が属する区検察庁において、中堅検事の能力の伸長に適した時期に上席検察官として他の検察官を含めた職員を指揮監督させる経験を積ませて育成を行うことにつながるものでもあることから、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨が妥当する。

イ 改正後の検察庁法第10条第1項、第2項の適用関係について

検察庁法第10条第1項により、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官各1人を置くこととされ、検事をもって充てることとされている。なお、検察庁法第10条第1項は、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官各1名を置くことを法律上求めているものと解される。なぜなら、検察庁法第10条第2項は、上席検察官が置かれていない「その他の各区検察庁」においては、「その庁に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督する。」と規定しており、検事が2人以上あるときに検事正が庁務掌理検察官を指名することについては規定

していないところ、これは、検事が2人以上あるときは、同条第1項により上席 検察官が必ず置かれることを前提としていると解されるからである。

そして、改正後は、上席検察官を置くこととされている各区検察庁においては、検事をもってこれに充てることとすることは変わらないものの、上席検察官に充てられる検事は、年齢が63歳に達していない者であることが求められることから、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官に充てるため、法律上、年齢が63歳に達しない検事を配置することが求められることとなる。

すなわち、例えば、62歳の検事と50歳の副検事が属する区検察庁においては、上席検察官である当該検事が63歳に達したときに、63歳に達していない検事を配置して新たに上席検察官に充てることなどが必要となる。また、例えば62歳の検事と58歳の検事が属する区検察庁において、62歳の検事が上席検察官である場合は、当該検事が63歳に達したときに、58歳の検事を新たに上席検察官に充てることが必要となる。

このことは、改正後の検察庁法第10条第1項及び第2項と同様の規定である改正後の第9条第1項及び第2項により、地方検察庁では、検事正に充てることができる63歳に達しない一級の検事を配置することが求められることと同様である(検察庁法第10条には第3項が置かれているが、まずは同条第1項及び第2項が準用する改正後の第9条第2項が適用されて63歳に達しない検事を配置することが求められることに変わりはない。)。

したがって、63歳に達した上席検察官の職にある検事を他の職に補することとする本改正により、上席検察官に補される検事以外の「二人以上の検事又は検事及び副検事」(検察庁法第10条第1項)の年齢については特段問題とならないことから、検察庁法第10条の法文上、これらの年齢を限定する必要はない。

また、上席検察官が置かれない場合に区検察庁の庁務を掌理し、職員を指揮 監督する検察官が置かれる場面は改正前と同様となり、同検察官については前 記のとおり、63歳に達した者を除くこととはしないため、検察庁法第10条 第2項の適用関係にも変更はなく、法文上の手当も不要である。

ウ 上席検察官と上席検察官の置かれない各区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する検察官との違いについて

上席検察官と上席検察官の置かれない各区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する検察官は、その権限において違いはない。しかしながら、前者については、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する庁に置かれ、他の検事を含めた検察官を指揮監督し得る立場にある上、後者は飽くまで上席検察官が置かれていない場合の事務分担であるにすぎないため、単なる事務分担を対象官職とはしない管理監督職勤務上限年齢制とも整合しない。

したがって、前者については管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組 みを導入して63歳に達した者を除くこととするが、後者については、そのよう な仕組みを導入しない。

#### (参照条文)

- 検察庁法(昭和22年法律第61号)
  - 第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。
  - ② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は 検事総長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。
  - ② 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区 検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、 検事を以てこれに充てる。
  - ② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、且つ、その庁の職員を指揮監督する。
  - 第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。
  - ② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

# 「検察庁法第20条について」 (検察官の欠格事由及び次長検事等の任命資格)

- 第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の<u>ほか、次の各号のいずれか</u>に該当する者は、検察官に任命することができない。
  - 一 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- ② <u>前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達し</u> た者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

### 1. 規定の趣旨

本条は、第1項において検察官の欠格事由について、第2項において次長検事及び検事 長の任命資格について規定するものである(第2項新設)。

# 2. 規定の内容

# (1) 改正の概要

次長検事及び検事長については、一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、改正検察庁法第22条第4項において、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に検事に任命するものとするところ、63歳に達した者については、次長検事又は検事長に任命することができないこととする。

### <u>(2)</u> 改正の理由及び内容

- ア 63歳に達した次長検事及び検事長につき、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することについて
  - 一般職の国家公務員については、定年を65歳まで引き上げつつ、新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとし、その年齢は原則として現行の定年年齢とされている。

かかる議論は、検察官である次長検事及び検事長にも基本的に妥当し、その趣旨を踏まえ、現行の定年年齢である63歳に達したときに検事とする仕組みを導入する。

ただし、他の一般職の国家公務員については、「官」と「職」の区別を廃し、「官職」とされている(国家公務員法第34条)のに対し、検察官については、検察庁法第3条において「検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。」とされた上で、同法第16条において「検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。」と定められるように、検察庁法上、「官」と「職」の概念が維持され、「官」への任命と「職」への補職が行われており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事はそれぞれ別の「官」としてその任免や任用資格が定められている(検察庁法15条、第18条、第19条)。

そのため、検察官相互において、「官」が異なる人事異動が行われる場合(例えば、 検事を検事長とする場合など)には、改めて新たな「官」に任命することとなる(一 官一職である検事総長及び次長検事を除き、更に補職が行われる(検察庁法第16 条第1項)。)。

そこで、次長検事及び検事長につき、他の一般職の国家公務員に導入される管理 監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現し、現行定年である63歳に 達した次長検事及び検事長を検事とするためには、「職」である検事正及び上席検察 官の場合とは異なり、改めて別の官である検事に任命する必要がある。

したがって、次長検事及び検事長については、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に検事に任命するものとする(改正検察庁法第22条第4項)。

# イ 検察庁法第20条第2項を新設する趣旨について

改正国家公務員法は、第81条の2において、管理監督職勤務上限年齢による降任等について定めつつ、第81条の3において、管理監督職勤務上限年齢に達している者につき、異動期間の末日の翌日(他の官職への降任等をされた職員にあっては当該他の官職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないこととする。

検察官についても、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえ、改正国家公務員 法第81条の3の規定と同様に、63歳に達した者を次長検事又は検事長に任命す ることができないこととする。

なお、他の一般職の国家公務員については、「管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない」とするところ、検察官については、次長検事又は検事長とされるには、検察庁法第15条第1項により、内閣の任命が必要とされていることから、「任命することができない」と定めることで足りる。

また、改正国家公務員法第81条の3は、異動期間の末日の翌日(他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日)以後に管理監督職に採用等をすることができないとしているが、改正検察庁法第22条第4項は、「次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任命するものとする。」と定め、誕生日を基準として検事に任命することとしており、異動期間を設定せず誕生日を基準日とする。その上で、改正検察庁法第20条第2項において定める「年齢が六十三年に達した者」とは、誕生日前日の終了時点を迎えた者を指すことから、それ以後、次長検事及び検事長に任命することができないこととすれば足りる。

### ウ 検察庁法第20条第2項において定める理由について

改正検察庁法第20条第2項は、一定の年齢をもって次長検事及び検事長という 一定の「官」に任命することができないとする規定であるところ、現行の検察庁法 第20条は、一定の者を検察官に任命することができないことを定める規定であり、 検察庁法の体系上、同条第2項に置くのが相当である。

#### (参照条文)

- 検察庁法 (昭和22年法律第61号)
  - 第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
  - 第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判 の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるとき は、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に 属させた事務を行う。
  - 第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
  - ② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
  - 第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指 揮監督する。
  - ② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は 検事総長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。
  - ② (略)
  - 第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。
  - ② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。
  - 第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
    - 一 司法修習生の修習を終えた者
    - 二 裁判官の職に在つた者
    - 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者
  - ② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等 (国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。
    - 一 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条第一項の試験に合格した者
    - 二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者
  - ③ 三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを 二級の検事に任命及び叙級することができる。
  - 第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。
    - 一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士の職に在つた者
    - 二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
    - 三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若 しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者
    - 四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者
  - ② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。
  - ③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用について は、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。
  - 第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号 の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。
    - 一 禁錮以上の刑に処せられた者
    - 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

- 国家公務員法(昭和22年法律第120号)
  - 第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること (臨時的任用を除く。)をいう。
    - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任 命することをいう。
    - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任 命することをいう。
    - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号 に定めるものに該当しないものをいう。
    - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求め られる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。
    - 六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。
    - 七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。
  - ② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

# 「検察庁法第20条の2について」 (改正国家公務員法第60条の2の適用除外)

第二十条の二 検察官については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

#### 1. 規定の趣旨

本条は、検察官について、改正国家公務員法第60条の2の規定の適用を除外するものである。

#### 2. 規定の内容

# (1) 改正の概要

他の一般職の国家公務員について導入される定年前再任用短時間勤務制(改正国家公務員法第60条の2)は検察庁法における検察官の職務と整合せず、導入するのは相当でないことから、改正国家公務員法第60条の2の適用を除外する。

# (2) 改正の理由及び内容

ア 定年前再任用短時間勤務制を検察官に導入するのが相当でない理由について 検察官については、検察庁法第4条及び第6条により、全ての検察官が、刑事に ついて、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督し、い かなる犯罪についても捜査をすることができるとされており、この検察事務が検察 官の本来的事務である。

このような検察権については、個々の検察官に属するものであって、法務大臣等が有する権限を個々の検察官が分掌するものではなく、検察権が個々の検察官に属していることから、一人一人が独立した官庁と位置付けられており、この点が他の一般職の国家公務員の権限行使と根本的に異なる。

すなわち、検察官は、自己に割り当てられた検察事務を、自己の名において、また、自己の責任において処理するという職務を果たさなければならない(伊藤栄樹「新版 検察庁法逐条解説」56頁)。

そして、検察官が行う検察事務は、犯罪の捜査、公訴の提起、刑事裁判における 訴訟活動が主なものであり、このような事務を自己の責任において行うことと、育 児短時間勤務のように一時的ではなく、常時、週の一部のみ勤務する、一日のうち 限られた時間のみ勤務するということは整合しない。

このように、定年前再任用短時間勤務制は検察庁法における検察官の職務と整合しないため、検察官については、他の一般職の国家公務員の場合と同様の定年前再任用短時間勤務制を導入することは制度上相当でない。

なお、現行の国家公務員法の再任用制度は検察官には適用されないところ、これは、検察官の俸給等に関する法律別表に再任用職員に係る俸給を定めないことをもって示し、当該再任用制度に係る規定(同法第81条の4及び第81条の5)が検察官に適用除外される旨の規定を明示的には設けていないところであるが、本条は、改正国家公務員法の定年前再任用短時間勤務制度に係る規定(同法第60条の2)

が検察官に適用除外される旨を明示することとするものである。

イ 検察庁法第20条の2において定める理由について

本条は、検察官の資格に関わる条文であることから、検察官の欠格事由を定めた検察庁法第20条の後に第20条の2として規定するのが相当である。

#### (参照条文)

- 検察庁法 (昭和22年法律第61号)
  - 第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
  - 第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
  - ② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
- 国家公務員法 (昭和22年法律第120号)
  - 第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。
  - ②・③ 略

# 「検察庁法第22条について」 (検察官の定年等)

第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

- ② 検事総長、次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用に ついては、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を 当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第 八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長さ れた期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めてい る職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期 間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たとき に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日 の翌日から起算して三年を超えることができない」とあるのは「検察庁法第二十二条第 <u> 五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる</u> 期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達した日において当該次長検事又は検 事長の官及び職を占める職員については、引き続き勤務させることについて内閣の定め る場合に限るものとする」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則で」とあるの は「内閣が」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「前項本文の」と、「前項各号」と あるのは「前項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところに より」と、同項ただし書中「に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつて は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達 した日 (同項ただし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日)」とし、 同条第一項第二号の規定は、適用しない。
- ③ 検事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条 <u>第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」</u> とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項 から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を 延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、 同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合で あつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、 該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して <u>三年を超えることができない」とあるのは「検察庁法第九条第三項又は第四項(これらの</u> <u>規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。</u>)の規定により検事正又は上席検 察官の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員であつて、定年に達 した日において当該検事正又は上席検察官の職を占める職員については、引き続き勤務 させることについて法務大臣が定める準則(以下単に「準則」という。)で定める場合に 限るものとする」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、 同条第二項中「前項の」とあるのは「前項本文の」と、「前項各号」とあるのは「前項第 一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項た だし書中「に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占め

ている管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日 (同項ただし 書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した日)」とし、同条第一項第二号の 規定は、適用しない。

- ④ <u>法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任</u>命するものとする。
- ⑤ 内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、当該次長検事又は検事長の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次長検事又は検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該次長検事又は検事長に、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせることができる。
- ⑤ 内閣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、 前項の事由が引き続きあると認めるときは、内閣の定めるところにより、これらの期限 の翌日から起算して一年を超えない範囲内(その範囲内に定年に達する日がある次長検 事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該定年に達する日までの範囲内) で期限を延長することができる。
- ① 法務大臣は、前二項の規定により次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務を させる期限の設定又は延長をした次長検事又は検事長については、当該期限の翌日に検 事に任命するものとする。ただし、第二項の規定により読み替えて適用する国家公務員 法第八十一条の七第一項の規定により当該次長検事又は検事長を定年に達した日におい て占めていた官及び職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りで ない。
- ⑧ 第四項及び前項に定めるもののほか、これらの規定により検事に任命するに当たつて 法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の検事に任命することに関し必要な事項 は法務大臣が定める準則で、第五項及び第六項に定めるもののほか、これらの規定によ る年齢六十三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせる期限 の設定及び延長に関し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

#### 1. 規定の趣旨

本条は、第1項において検察官の定年について規定し、第2項及び第3項において改 正国家公務員法第81条の7の読替規定を置き、第4項において次長検事及び検事長が 現行の定年年齢に達した後、検事に任命される旨規定し、第5項ないし第7項において 第4項の特例として現行の定年年齢に達した後も次長検事又は検事長の官及び職を占め たまま勤務させることができる場合について規定するものである(第2項ないし第8項 新設)。

#### 2. 規定の内容

# (1) 改正の概要

検察官の定年を65歳に引き上げる。

また、勤務延長制度(改正国家公務員法第81条の7)の読替規定を置く。

さらに、次長検事及び検事長については、一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に検事に任命するものとするとともに、一定の場合に63歳に達した日の翌日以降も引き続き次長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務させることができるものとする。

## (参考) 検察官の定年と検事総長、次長検事及び検事長について

現行の検察庁法上、検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とされ、 その定年については、検事総長は65歳、その他の検察官は63歳に達した時とされて いる(検察庁法第3条、第22条)。

検事総長は、最高裁判所に対応して置かれる最高検察庁の長として、庁務を掌理し、かつ、全ての検察庁の職員を指揮監督するもの(1名)、次長検事は、最高検察庁に属し、 検事総長を補佐し、また、検事総長に事故のあるとき又は検事総長が欠けたときは、その職務を行うもの(1名)、検事長は、高等裁判所(全国8か所)に対応して置かれる高等検察庁の長として、庁務を掌理し、かつ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督するもの(8名)であり、いずれもその任免は、内閣が行い、天皇がこれを認証する(いわゆる認証官)こととされている(検察庁法第7条、第8条、第15条)。

このように、検事総長については、全ての検察組織の最上位に位置し、その定年は、現 行検察庁法上65歳と、他の検察官に比して高く設定されている。

### (2) 改正の理由及び内容

ア 検察官の定年年齢の引上げについて (第1項)

一般職の国家公務員については、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、 質の高い行政サービスを維持していくため、現行定年である60歳を超える者 の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であること から、定年を引き上げることが必要とされている。

検察官についても、多くの法律、制度の改正が行われ、刑事裁判の様相が大きく様変わりしているといった複雑高度化する課題がある中で、迅速かつ適正に犯罪の真相を解明し、処罰すべき者があれば公訴を提起し、その上で適切な科刑を実現するなどの職責を今後も果たしていくためには、他の国家公務員と同様、現行定年を超える者の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であることから、他の一般職の国家公務員に倣い、検察官の定年を65歳に引き上げる(既に65歳定年である検事総長を除く。)。

- イ 改正国家公務員法第81条の7の読替規定について(第2項及び第3項)
- (ア)読替規定を置く必要性について

検察官に対してはこれまでも国家公務員法第81条の3が適用され、勤務 延長が認められたが、同条の読替規定は必ずしも必要とはいえず、設けられ ていなかった。

しかし、今般の改正により勤務延長制度を規定する改正国家公務員法第8 1条の7第1項ただし書は、検察官には適用されない管理監督職勤務上限年 齢制の適用を前提としているのに対し、検察官については独自の制度である 検事正、上席検察官の補職制限や、次長検事、検事長の検事への任命が認め られるなど、およそ読替規定なしでは対応できない規定となったことから読 替規定を置く。

(イ) 改正国家公務員法第81条の7に規定された「人事院の承認」等を読み替 える理由

現行法において検察官が勤務延長をするに当たっては、検察官にも国家公務員法第81条の3がそのまま適用され、勤務延長の「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由」について規定した人事院規則も適用され、勤務の延長期間の再延長の際の「人事院の承認」も必要とされていた。

しかし、本改正により、勤務延長制度を定めた改正国家公務員法第81条の7にはその第1項ただし書において、検察官には適用されない管理監督職上限年齢制の適用を前提とした規定がなされた。ここで、検察官については、他の一般職の国家公務員とは異なり、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた別の仕組みを設けており、改正国家公務員法第81条の7を適用するに当たっても、検察官独特の制度であるその仕組みを前提として適用しなければならず、そのためには、他の一般職の国家公務員とは異なる検察官の職務や責任の特殊性等に対応するため人事院規則や人事院の承認ではなく、任命権者である法務大臣や内閣の定める準則等で対応することとする。

(ウ)「人事院の承認」等を読替えで「内閣が定める」とする理由

第22条では、任命権者が内閣である検事総長、次長検事及び検事長について、「内閣」が延長等をする旨規定している。

ここで、「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由」について、 任命権者が法務大臣の場合、「法務大臣の定める準則」で定めることについて は、本逐条第9条部分で記載したとおりである。

そうすると、任命権者が内閣の場合には、「内閣が定める準則」で定めるとも考えられるが、「内閣」は行政機関の長ではなく、法務大臣の定める準則に対応する訓令を定める立場になく、かといって政令で定めるとした場合、「法務大臣の定める準則」としていることとも整合しない。

そこで、「内閣が定める」とする。

ウ 63歳に達した次長検事及び検事長の検事への任命について (第4項)

前記のとおり、次長検事及び検事長について、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することとし、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に検事に任命するものとする。

なお、他の一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢により異動させる時期を特定の日に限定すると、異動させた職員の後任者を速やかに得られな

いことなどにより公務の運営に重大な支障を来すおそれがあることなどから、管理 監督職勤務上限年齢に達した日(60歳の誕生日前日)の翌日から同日以後におけ る最初の4月1日までの間(異動期間)に、対象官職以外の官職へ降任等を行うこ ととされるが、前記のとおり、検察官には降任が観念し得ないため同意を得ること なく前倒しで異動させることも可能であり、他の一般職の国家公務員と比して柔軟 な人事管理が可能であることに加え、他の一般職の国家公務員とは異なり、63歳 に達した時(誕生日前日の終了時点)に退官することとされ、誕生日を基準として いることから(検察庁法第22条)、異動期間を設けない。

エ 次長検事及び検事長について管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏ま えた仕組みを導入することについて(第5項ないし第7項)

次長検事及び検事長については、63歳に達した者について任命できないこととしているが、当該次長検事及び検事長の職務の遂行上特別の事情があって当該次長検事及び検事長を異動させることにより公務の運営に著しい支障が生ずる場合などに引き続き当該次長検事及び検事長の官及び職を占めたまま勤務させる必要が認められることもあることから、管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえた仕組みを導入することとする。

なお、検事総長は勤務延長制度を適用することで68歳に達する日の前日まで勤務でき、次長検事及び検事長は管理監督職勤務上限年齢制の特例の趣旨を踏まえた仕組み及び勤務延長制度を適用することで66歳に達する日の前日まで勤務できることとなる。

オ 期限の延長において改正国家公務員法第81条の5第2項ただし書に対応 する規定を設けない理由

次長検事及び検事長の任命制限の原則は63歳であり、それから3年とすると66歳となるが、第6項括弧書きの記載により、延長できる期限は定年退官日までとなるところ、次長検事、検事長の定年は65歳となるので、3年に制限する規定がなくても、前記括弧書きの規定により3年を超えて期限を延長することはできないため、3年の制限を規定する必要はない。

#### カ 第8項について

本条第8項は、

- ① 勤務延長制度において法務大臣が任命等行う事項(補職等)について法務 大臣が遵守すべき基準に関する事項等は、法務大臣があらかじめ定める準 則によること
- ② 内閣が任命権者として行う勤務延長に関する事項については、法務大臣が 定める準則によることはできないので、内閣が定める
- ことを規定するものである。
- キ 第22条にまとめて規定する理由

本条第1項は、検察官の定年について規定するものであり、定年により退官すれば、検察官は「官」を失う。

また、本条第2項及び第3項は、勤務延長制度について定める改正国家公務員法第81条の7に対応する規定であるが、同制度においても、期限が到来すれば、検察官は「官」を失うことになる。

これは管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を導入した制度を定める本条第4項から第7項までにおいても同様であり、次長検事及び検事長は63歳に達すれば、原則として検事に任命され、従前の次長検事、検事長という「官」を失い、職務の特殊性等に鑑みて引き続き次長検事及び検事長の官及び職を占めたまま勤務することとされた場合も、その期限が到来すれば、やはり検事に任命されるか又は定年により退官し、従前の「官」である次長検事や検事長の官を失うことになる。

このようにいずれも「官」を失うという点において共通することから、第22条 においてまとめて規定するものである。

#### (参照条文)

- 検察庁法 (昭和22年法律第61号)
  - 第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
  - 第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判 の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるとき は、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に 属させた事務を行う。
  - 第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。
  - ② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。
  - 第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指 揮監督する。
  - ② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は 検事総長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。
  - 第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。
  - ② (略)
  - 第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。
  - ② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。
  - 第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。
    - 一 司法修習生の修習を終えた者
    - 二 裁判官の職に在つた者
    - 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者
  - ② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等 (国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。
    - 一 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六条第一項の試験に合格した者
    - 二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

- ③ 三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを 二級の検事に任命及び叙級することができる。
- 第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。
  - 一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士の職に在つた者
  - 二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
  - 三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者
  - 四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者
- ② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。
- ③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。
- 国家公務員法 (昭和22年法律第120号)
  - 第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣 総理大臣 及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長 に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、 内閣の有する任命権は、その直属する機関(内閣府を除く。)に属する官職に限られる。ただし、外局の長(国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職)に対する任命権は、各大臣に属する。
  - ②・③ (略)
- 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成21年法律第48号)

第十一条 (略)

- 2 (略)
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 · 5 (略)
- 外務公務員法(昭和27年法律第41号)

第八条 (略)

 $2 \sim 5$  (略)

6 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

# 「検察庁法第31条について」 (検察官の定年等)

第三十一条 第十五条、第十八条<u>から第二十条の二」まで</u>及び第二十二条<u>から第二十五条</u> <u>まで並びに附則第三条及び第四条</u>の規定は、国家公務員法<u>附則第四条</u>の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

## 1. 規定の趣旨

本条は、検察庁法と国家公務員法との関係について規定するものであり、本条に列挙された第15条、第18条から第20条の2まで、第22条から第25条まで、附則第3条及び第4条の規定が、国家公務員法の特例である旨明示するものである。

### 2. 規定の内容

# (1) 改正の概要

後記のとおり、改正検察庁法附則第3条においては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における改正検察庁法第22条第1項の規定の適用について定め、改正検察庁法附則第4条においては、検察官に対し、63歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする規定を設けるところ、改正検察庁法附則第3条及び第4条については、改正国家公務員法附則第8条及び第9条の特例を定めたものであることから、その旨を明示する。

## <u>(2) 改正の理由及び内容</u>

一般職の国家公務員である検察官については、国家公務員法が適用されるが、国家公務員法附則第13条(改正国家公務員法附則第4条)は、一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法の特例を要する場合においては、別に法律等をもって規定することができると定めている。

検察官については、行政官庁たる各省大臣を組織の内部にあって補佐する立場にある多くの他の一般職の国家公務員とは異なり、各人が法務大臣から独立した行政官庁として検察事務を遂行するという職務の特殊性を有しており、また、いわば「準司法官」として裁判官との権衡を考慮する必要があり、検察庁法において国家公務員法の特例が規定されている。

そして、検察庁法第32条の2(改正検察庁法第31条)は、国家公務員法の特例として、検察庁法第15条等を明示する規定であるところ、改正検察庁法附則第3条は検察官の特殊性により他の一般職の国家公務員とは別に定年が定められていることを前提として、改正国家公務員法附則第8条の特例を定めるものであり、また、改正検察庁法附則第4条は、検察官の特殊性により、管理監督職勤務上限年齢制を導入し得ないことや、前記のとおり定年前再任用短時間制を導入し得ないことを前提として、改正国家公務員法附則第9条の特例を定めるものである。

そのため、改正検察庁法附則第3条及び第4条については、改正検察庁法第31条に

追加し、改正国家公務員法附則第8条及び第9条の特例であることを明示する。

# (3) 条ずれについて

検察庁法第29条及び第30条が削除とされていることから、これらを削り、検察庁法第31条から第32条の2までを繰り上げ、改正検察庁法第29条から第31条までとする。

なお、これに伴い、検察庁法第31条(改正検察庁法第29条)の「互に」を「互いに」に改める。

#### (参照条文)

- 検察庁法(昭和22年法律第61号)
  - 第二十九条及び第三十条 削除
  - 第三十一条 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互に必要な補助 をする。
  - 第三十二条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。
  - 第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十 五条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)附則第十三条の規定に より、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。
- 国家公務員法 (昭和22年法律第120号)

附 則

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

# 「検察庁法附則第3条について」 (検察官の定年の段階的引上げ)

第三条 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第二十二条第一項 の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長 は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

#### 1. 規定の趣旨

本条は、検察官の定年引上げの開始時期を、令和4年4月1日とし、2年に1歳ずつの段階的な引上げとするものである。

### 2. 規定の内容

- (1) 定年の引上げ開始時期につき、他の一般職の国家公務員においては、平均寿命の伸長や少子高齢化が急速に進む中、複雑高度化する行政課題に的確に対応していくためには、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するための環境を早急に整備することが必要であることから、できるだけ早期に定年引上げを開始する必要があるところであるが、他方で、定年引上げの開始に当たっては、60歳以降の勤務に関する意向調査や新規採用を含む人員計画の見直し等が必要であることに鑑み、法案成立から少なくとも1年超の準備期間が必要となることから、令和4年4月1日から施行することとされている(実際には、令和5年3月31日退職者から対象)。
- (2) 検察官についても、他の一般職の国家公務員と同様、できるだけ早期に定年引上 げを開始する必要があるところであるが、他方で、他の一般職の国家公務員と同様に 準備期間が必要となることから、令和4年度から施行することとする。そして、検察 官は、定年に達した時に退官することとされていることから、令和4年4月1日退官 者から対象となるが、これは他の一般職の国家公務員において、同一年度内に定年又 は管理監督職勤務上限年齢に達する職員(4月2日から翌年4月1日生まれの職員) のうち、誕生日が最も早い職員がそれらの年齢に達する日である4月1日から施行す るという考え方と同様である。

また、定年の引上げ方法につき、他の一般職の国家公務員においては、安定的な新規採用の継続が困難となることや人事育成上の支障などを理由として、2年に1歳ずつの段階的な引上げとされるところ、検察官についても、同様の理由から、2年に1歳ずつの段階的な引上げとする(令和6年4月1日に65歳へ引き上げる。)。

(3) 他の一般職の国家公務員においても、令和4年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げることとしているが、その結果、定年を65歳に引き上げる時期は令和12年度となり、検察官の定年を65歳に引き上げる時期は他の一般職の国家公務員より早くなるところ、他の一般職の国家公務員において、できるだけ早期に定年引上げを開始する必要があり、2年に1歳ずつの段階的な引上げが相当であるとされていることは、

検察官についても妥当することから、その趣旨を踏まえ、前記のとおり、令和4年度 に64歳、令和6年度に65歳へと定年を引き上げることとする。

(4) 後記のとおり、本改正に伴い検察庁法の原始附則につき整理を行うこととし、検察庁法附則第33条及び第36条以外の原始附則を削るとともに、現在、本則と通し条名となっている原始附則を独自の条名のものに改める。

附則の規定の順序については、当該法令の施行期日に関する規定が最初に置かれることは決まりであり、当該法令の施行に伴う経過措置に関する規定の後ろに既存の他法令の改正に関する規定が置かれるのもまず変わらないとされている(法制執務研究会編「新訂 ワークブック法制執務(第二版)」270頁)ところ、検察庁法附則第33条は検察庁法の施行期日に関する規定であるため改正検察庁法附則第1条とする。そして、検察庁法附則第36条と新設する本条はいずれも経過措置に関する規定であって、その規定の順序に関して優先関係はないと考えられ、新設する本条を検察庁法附則第36条(改正検察庁法附則第2条)の次条に定めることに支障はなく、改正検察庁法附則第3条とする。

#### (参照条文)

○ 検察庁法(昭和22年法律第61号)

附 則

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事 務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

# 「検察庁法附則第4条について」 (情報提供及び意思確認)

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官(検事総長を除く。)が年齢六十三年に達する日の 属する年度の前年度(当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこ の条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大 臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間)において、当該検 察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律(令 号) による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検 察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)附則第五条及び第六条第一 項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げ <u>る給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)</u> <u>附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から</u> 定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当 の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合 における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年 に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要 な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認する よう努めるものとする。

# 1. 規定の趣旨

本条は、法務大臣が、当分の間、検察官(検事総長を除く。)が63歳に達する日の属する年度の前年度において、検察官が63歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他必要な情報を提供し、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするものである。

## 2. 規定の内容

# (1) 改正国家公務員法附則第9条について

新設される国家公務員法附則第9条は、「任命権者は、当分の間、職員(中略)が年齢六十年(中略)に達する日の属する年度の前年度(中略)において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、(中略)当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。」と定めることとされた。

かかる規定は、60歳前の段階において、給与が7割水準となることや管理監督職勤務上限年齢により降任又は転任され得ることについて職員が十分認識し、定年前再任用短時間勤務を選択することが可能であることや、退職手当上の取扱いを考慮した上で、60歳以降の勤務の意思を決定することができる環境を整備するため、関連する規定に係る情報を提供するとともに、給与が7割水準となることや管理監督職勤務

上限年齢による降任又は転任をされ得ることを受け入れて引き続き勤務するか、受け入れず退職するかを選択し、その意思を表明できるようにすることが適当であり、加えて、任命権者にとっても、該当する職員が60歳以降においても引き続き常勤職員での勤務を希望するか、一旦退職した上で定年前再任用短時間勤務を希望するか、公務外への転身等を希望するかを確認することは、60歳職員の人事配置や必要に応じてのポスト整備を行う上で望ましいという考えに基づくものである。

# (2) 検察官に対する情報提供・意思確認制度について

検察官については、検察庁法に特例を設けない場合、改正国家公務員法附則第9条が適用されることとなるところ、検察官についても、63歳に達した日の翌日以降、俸給月額が7割となり、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みとして、次長検事及び検事長については、63年に達したときはその翌日に検事に任命するものとしつつ、63歳に達した者を次長検事又は検事長に任命することができないこととし、また、検事正及び上席検察官については、63歳に達したときはその翌日に他の職に補するものとし、63歳に達した検事を検事正及び上席検察官の職に補することができないこととする規定を設けるのであるから、検察官についても、63歳に達する日以後に適用される任用等に関する措置の内容その他必要な情報を提供し、勤務の意思を確認するよう努めることが必要である。

そして、改正国家公務員法附則第9条は、任命権者を実施主体としているところ、次長検事及び検事長の任命権者は内閣であるが(検察庁法第15条第1項)、検察庁法及び検察官俸給法が適用される次長検事及び検事長については、主任の大臣である法務大臣が情報提供等を行うのが合理的であり、かつ、これらは任命そのものではなく、情報提供・意思確認という事実行為であって、処分性のある行為ではないことから、主任の大臣である法務大臣が行うことが許容されると考えられ、法務大臣を実施主体とするのが相当である。

また、検察官には定年前再任用短時間勤務制は導入されないことから、必ずしも人事院規則で定められる情報提供等の具体的内容が検察官に沿うものとは限らず、その内容については法務大臣の定める準則で定めるのが相当である。

そこで、検察官については、情報提供等について検察庁法の附則に特例を設けることとする。

なお、検事総長については、本改正による影響を受けないことから、対象から除く こととする。

# <u>(3) 「法務大臣が定める準則に従つて」とすることについて</u>

検察庁法及び検察官俸給法において定められる検察官又は検察庁に係る事項についての下位規範への委任については、他の一般職の国家公務員においては人事院規則に委任している事項を含め、人事院規則への委任を行っていない。そのため、改正検察庁法附則第4条において定める検察官に係る情報提供・意思確認の制度について、他の一般職の国家公務員と同様に人事院規則に委任することは検察庁法及び検察官俸給法の体系に整合しない。

また、検察庁法は、検察庁の事務細則について、事務章程で定めることとしている (検察庁法第32条)が、事務章程は検察庁における事務細則であって、情報提供等を 行うのは法務大臣であることから、これらの事務については、検察庁における事務では なく、法務省の事務であるといえるため、事務章程に委任することもできない。

そこで、検察官俸給法が、検察官の給与に関する事項については法務大臣が準則で定めることとしていること(検察官俸給法第3条第1項)や、他の法令において検察官に関しては準則が人事院規則と同列に扱われていることから(例えば、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第19条第2項において、「(前略)給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(中略)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。」とされている。)、改正検察庁法附則第4条における情報提供等に関する事項についても法務大臣が定める準則に委任することとした。

# (4) 提供する情報の対象を「年齢六十三年に達する日以後」に適用される任用、給与及 び退職手当に関する措置の内容とすることについて

国家公務員で常時勤務に服することを要する者は原則として国家公務員退職手当法の対象とされ(同法第2条)、同法は検察官に対しても直接適用されるところ、改正される国家公務員退職手当法においては、検事総長を除く検察官が63歳に<u>達した日以後</u>その者の非違によることなく退職した場合に支払われる退職手当の基本額を調整する規定が新設された(同法附則第12項)。

そして、同項については、他の一般職の国家公務員についても情報提供の対象となる ものであるところ(改正国家公務員法附則第9条)、検察官において取扱いを異にする 理由はない。

そこで、検察官が63歳に<u>達した日</u>から適用される改正国家公務員退職手当法附則第12項についても情報提供の対象とするため、改正検察庁法附則第4条における情報提供の対象を「年齢63年に<u>達する日以後</u>に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容」とする。

# (5) 「退職」との文言を用いることについて

改正検察庁法附則第4条においては、「国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく<u>退職</u>をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該<u>退職</u>をした日に定年により<u>退職</u>をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置」とするところ、これらはいずれも国家公務員退職手当法の適用場面であることから「退職」との文言を用いる。

# (6) 「第八十一条の六第一項の規定により退職」と規定せず「定年により退職」と規定 する理由について

検察官については、改正国家公務員法第81条の6第1項の規定により定年退職するものであるが、検察官の定年退職は、年齢及び日付については、検察庁法第22条に規定されている。そのため、検察官の定年退職については、改正国家公務員法第81条の6第1項のみではなく、検察庁法第22条第1項も適用されるので、改正国家公務員法附則第9条のように「第八十一条の六第一項の規定により退職」とせず「定年により退職」とする。

# (8) 本条を規定する位置について

前記のとおり、本改正に伴う原始附則の整理により、検察庁法附則第33条及び第36条以外の原始附則を削るとともに、本則と通し条名となっている原始附則を独自の条名のものに改めるところ、本条についても、改正検察庁法附則第3条と同様に、検察庁法附則第36条と規定の順序に関して優先関係はなく、改正検察庁法附則第3条の次条とすることにも支障はないことから、新設する本条を改正検察庁法附則第4条とする。

### (参照条文)

- 検察庁法(昭和22年法律第61号)
  - 第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。
  - 第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。
  - ② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。
  - 第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した 時に退官する。
  - 第三十二条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

附則

- 第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。
- 第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。
- 国家公務員法(昭和22年法律第120号)

(定義)

- 第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。
  - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任 命することをいう。
  - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任 命することをいう。
  - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号 に定めるものに該当しないものをいう。
  - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求め られる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。
  - 六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。

- 七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。
- ② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。
- 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)
  - 第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員 法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により 採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。) の役員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、そ の遺族)に支給する。
  - 2 (略)

# 「検察庁法附則第33条から第42条について」

- 第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。
- 第三十四条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。
- 第三十五条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送 致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致 その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事 若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政 令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた 事件の送致その他の行為とみなす。
- 第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察 庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。
- 第三十七条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第十八条及び第十九条の 規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。 この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行 後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。
- 2 この法律施行前弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又 はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を 経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終え たものとみなす。
- 3 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令(昭和十一年制令第四号)、台湾弁護士令(昭和十年律令第七号)又は関東州弁護士令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士(以下外地弁護士と称する。)の職に在つたときは、第十八条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。
- 第三十八条 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院検察官、台湾総督府法院判官、関東法院検察官、対策法院判官、南洋庁検事若しくは南洋庁判事の在職は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

- 第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下「沖縄法令」という。)の規定による検察官、裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。
- 2 <u>沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の</u>職にあった年数とみなす。
- 3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所 事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定によ る裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の 修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。
- 第三十九条 第十八条第二項第二号中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九条第一項第四号中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。
- 第三十九条の二 沖縄法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十 八条第二項第二号の規定の適用については、公務員の職にあつた者とみなす。
- 第四十条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは 区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、検事に任ぜられ、二級 に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せら れたものとする。
- 第四十一条 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、現に受ける 号俸を以て検察事務官に任ぜられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。
- 第四十二条 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」 に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官」に改める。

#### 1. 概要

### 2. 改正の趣旨及び内容

# (1) 検察庁法の原始附則の構成

検察庁法の原始附則は、第33条から第42条までで構成されているところ、第38条の2及び第39条の2は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律 (昭和46年法律第130号)により追加されたものであり、その他のものは、制定時のものである。

# (2) 規定を維持する附則

第33条は法律の施行時期を定める規定であり、維持することが相当であり、改 正検察庁法附則第1条とする。

また、第36条は、検察官の人員不足を補うため、検察事務官に検察官の事務を 取り扱わせることを可能とする時限的規定であるところ、現状下においても、検察 官の人員は不足しており、検察官事務取扱検察事務官の存在は必要不可欠であるこ とから、規定を維持する必要性があり、改正検察庁法附則第2条とする。

# (3) 規定を削る附則

第34条及び第35条については、旧刑訴法等の法令による検事の行為を、現行の検察庁法で対応する検察官の行為にみなすものであり、検察庁法施行前後における行為主体の調整規定であるところ、検察庁法施行前に検察官のした行為やその行為が含まれる事件等は、既に何らかの効果が発生するか事件処理をしており、これらの附則を適用する場面がなく、その実効性は喪失しているため、削ることが相当である。なお、検察庁法施行令(昭和22年政令第34号)第3条においてこれらの附則を引用しているところ、同施行令は、平成29年に最終改正(平成29年政令第112号)がなされているが、同施行令第3条については、同条第2項の「司法大臣」を「法務総裁」と改正(昭和23年政令第39号)して以降、「法務総裁」を「法務大臣」と改正しておらず、同条は既に実効性を喪失していると考えられる。

また、第37条から第40条までについては、検察庁法第18条又は第19条 (1・2級検事・副検事の資格要件)に関する規定であるところ、これらの附則の 適用対象となる者は、既に65歳を超えていることから、これらの附則を適用する 場面がなく、その実効性は喪失しているため、削ることが相当である。

さらに、第41条については、検察庁法施行時における検察事務官の号俸(別に辞令が発せられた場合を除く。)の適用規定であるところ、本附則の対象となる者も、既に65歳を超えていることから、本附則を適用する場面がなく、その実効性は喪失しているため、削ることが相当である。

加えて、第42条については、他法令の改正規定であるところ、既に役割を終えて実効性は喪失しているため、削ることが相当である。

#### (4) 規定を新設する附則

今般の改正により新設する経過規定及び情報提供・意思確認制度に関する規定 は、整理後の原始附則に追加する。

#### (参照条文)

- 検察庁法施行令(昭和22年政令第34号)
  - 第三条 検察庁法第三十四条及び第三十五条の検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁 の検事は、左の各号に掲げるものとする。
    - 一 従前の検事長又は控訴院検事のした事件の受理その他の行為及び従前の検事長又は控訴院検事にあててされた事件の送致その他の行為については、従前の検事長又は控訴院検事が所属した裁判所の所在地を管轄する高等裁判所に対応する高等検察庁の検事長又は検事
    - 二 従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為及び 従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行 為については、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事が所属した裁判所の所 在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁(当該地方裁判所がないときは、法務総裁の 指定する地方検察庁)の検事正又は検事